



あなたのお子さんやご両親はだいじょうぶ？



～若者や高齢者の消費者被害の実態と被害回復のしくみ～

今、高齢者の消費者被害に加え大きな社会問題となっている若者の消費者トラブル。世代を問わず私たちの日常生活に忍び寄る様々な消費者被害の状況について具体的に学ぶとともに、消費者被害への対応や被害の回復についての考え方、被害回復制度の仕組み、適格消費者団体の意義や役割、活動の現状などについても学びます。また、それを支える消費者スマイル基金のその意義と役割についても学びます。

日時：2018年4月24日(火) 10:30～12:30

会場：東京都生協連 3階会議室

中野区中央5-41-18 JR中野駅南口より徒歩6分

地下鉄丸ノ内線新中野駅より徒歩8分

内容

『若者や高齢者の消費者被害の実態と被害回復のしくみ』

磯辺浩一さん(特定適格消費者団体消費者機構日本 専務理事)

『消費者スマイル基金の意義と役割』

小林 真一郎さん(消費者スマイル基金事務局)

感想交流

【参加対象】会員生協理事、ブロック委員、地域コーディネーターなど組合員活動のリーダー層、組合員など

【募集人数】50名

【保育】なし

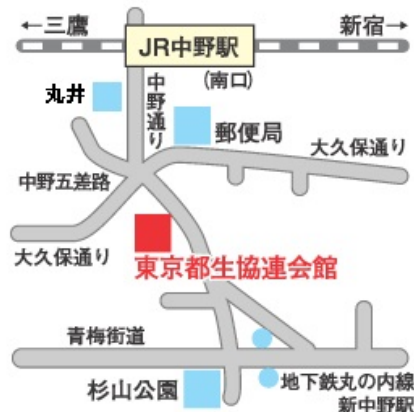
【申込締切】先着順(定員になり次第締め切り)

【お申込み・お問い合わせ先】

東京都生協連 担当：遠山・花本

TEL：03-3383-7800 FAX：03-3383-7840

※月曜日～土曜日9時～17時



主催：東京都生協連 消費者行政連絡会